



(ふくちゃん)

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会
〒380-8710
長野市立町978-2 労済会館内
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp
http://www.lsc-nagano.or.jp

発行人 中山 千 弘
編集人 今 井 啓 次

第291号 2015年7月10日

一般社団法人として5年目を迎えることになりました。かかげる理念は変わりません。連帯・共同でつくる安心・共生の福祉社会です。活動の原動力は、勤労者そして生活者として一人ひとりが職場・地域・各種の団体とつながり、支え合います。『福祉はひとつの考えで』地域に福祉のネットワークを張り巡らしていこうという思いです。現政権になってからすべてが経済優先



第56回定時社員総会の様子

総会には 閣副理事長の開会挨拶の後、議長に連合長野の清沢賢一(自治労) 代議員を選出し、議事が進められました。冒頭、中山理事長が「県労福協は一

優先という最たる政策であります。勤労者の現実の結果として貧困の固定化、格差の拡大が進んでおります。今こそすべての働く者・勤労者が一致団結して子供の貧困解決をはじめ各種の労働者福祉向上の必要性を訴えていかなければなりません」と挨拶を行いました。また来賓として、長野県知事阿部守一氏、長野労働局長岡崎直人氏からご挨拶をいただきました。



県労福協理事会を代表して挨拶をする中山理事長

の政治であると思えます。労働法制の改悪は働くものを犠牲にしても経済が

最後に、奥原副理事長の閉会の挨拶で終了しました。

県労福協は、6月18日長野市メルパルク長野において第56回(法人格取得第5回)定時社員総会を開催しました。総会には代議員・特別代議員59名をはじめ、来賓・役員併せて97名が出席しました。

「連帯・共同でつくる安心・共生の福祉社会の実現に向けて！」

県労福協第56回定時社員総会開催

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会
2015年度 役員名簿
2015年6月18日現在

役職名	氏名	選出団体
理事長	中山 千弘	連合長野
副理事長	奥原 一由	労働金庫
同	関 政人	全労済
専務理事	今井 啓次	連合長野
常務理事	兼丸 隆一	労働金庫
同	師玉 憲治郎	連合長野
同	根橋 美津人	連合長野
同	三村 光正	連合長野
同	喜多 英之	県労組会議
同	菅田 敏夫	県労連
同	市川 育雄	労働金庫
同	風間 広康	全労済
同	牛澤 高志	生協連
同	浅田 道憲	住宅生協
同	三井 正二	県勤労協
同	大井 友夫	県高齢・退職者連合
同	佐藤 豊	員外:県暮らしサポートセンター
同	上原 昭彦	員外:北信ブロック
同	岩崎 直一	員外:東信ブロック
同	佐藤 幸司	員外:中信ブロック
同	中島 修司	員外:南信ブロック
主任監事	征矢 寿雄	労働金庫
監事	益田 誠司	全労済
監事	上田 均	生協連

議事は、兼丸常務理事より2014年度活動報告・決算報告、根橋理事(連携・協同検討委員会委員長)より検討委員会活動報告(答申)、また、征矢主任監事より監査報告がなされ、いづれも報告どおり承認されました。続いて、今井専務理事より2015年度活動方針(案)・予算(案)、について提案されました。活動方針では、その柱として①勤労者と地域の暮らしにかかるサポート事業及び啓蒙教育活動の推進、②社会的包摂をめざして、格差・貧困社会の是正とセーフティネットの強化、③労働団体と福祉事業団体等との連携の強化、④社会的連帯を深め、政策・制度実現に向けた取組みの実施などについて確認し、予算とともに満場一致で承認されました。

連合長野・県労組会議・県労連・労働金庫・全労済生協連・住宅生協・県勤労協・県高齢退職者連合

働く人すべての福祉向上を目指して!

長野県暮らしサポートセンターが第8回総会を開催



挨拶をする佐藤豊：長野県暮らしサポートセンター会長

長野県暮らしサポートセンターは5月22日(金)長野市で第8回通常総会を開催しました。総会には役員・代議員合わせて50名が参加し、2014年度の報告と2015年度の活動方針を承認・決定しました。

また、県全体の役員及び各地区役員の新任が承認されました。

2015年度の主な取り組み

(1) 会員加入者の拡大

個人としての加入に加え、長野市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会に対して、引き続き団体加入の要請を行い、総会員数10万人を目指します。会員の加入動機は、「労金の融資及び奨学金の申し込みをするため」が最も多く、次いで「無料法律相談を利用するため」となっています。今年度も事業団体利用者を増やすため、事業団体のメリットを繰り返しPRしてまいります。

具体的には、新聞折込・ホームページ「長野県暮らしサポートセンター」<http://www.naganokurasapo.jp/>等を通じて、未

組織勤労者が会員となると付加される以下のメリットをPRしてまいります。
①無料法律・税務相談の利用資格。②悩み事電話相談の利用資格。③ろうきん融資を申し込む際の会員資格。④ろうきん奨学金を申し込む際の会員資格。⑤事業団体や県労福協の各種情報提供の享受。

(2) 長野県勤労者互助会・共済会連絡協議会との連携



来賓代表のご挨拶を頂いた
労働雇用課：黒柳企画幹

長野県暮らしサポートセンターは、県内勤労者の福利共済活動の促進及び生活の安定と福祉増進を目指すことを目的としています。同様に県内の中小企業勤労者の福祉向上を目的に活動を展開している長野県勤労者互助会・共済会連絡協議会とは対象が重なるため、各種協議に参加し一層連携を強化してまいります。

① 団体加入の促進

各勤労者互助会・共済会に対し、暮らしサポートセンターに団体加入することにより、初回1時間無料の法律相談・税務相談が利用できること等

を紹介し、未加入団体に対して加入促進を働きかけ全ての互助会の加入を目指します。

② ホームページでの連携

互助会・共済会の中でホームページを持つ9団体に対して暮らしサポートセンター及び労働福祉事業団体との相互リンクを要請してまいります。

(3) 各種情報提供活動(新聞折込、新聞広告、DM、暮らしサポートHP、労福協HP等)

①生活あんしんネットワーク・当センターが行う事業の紹介
②ろうきん・全労済等、事業団体の取扱う商品等のご紹介

③ 労働団体が行う各種相談窓口の紹介

④ 住宅フェア・住宅計画セミナー・教育セミナー・相続セミナー等イベントのご案内

⑤年金やライフプラン等についての無料セミナーのご案内

⑥ 各種相談活動、無料法律・税務相談、生活全般の相談

*生活全般の相談：県労福協とのタイアップ

プによるもの。

*生活全般の相談：特定非営利活動法人ユニオンサポートセンターと、



「いきいきと働ける職場づくり」をテーマに講演する小野先生

特定非営利活動法人NPOホットライン信州への相談業務の委託・連携を行います。今年度も、チラシ・DM等で周知を図り、会員の利用促進に繋げていきます。また、必要に応じ弁護士・税理士への取次ぎも行つてまいります。

⑦ パンフレット(各種情報提供窓口を記載)・会員証の発行

⑧ チラシの作成

長野県暮らしサポートセンターをPRするパンフ・チラシを作成します。

⑨ ホームページを活用したPR活動

*長野県暮らしサポートセンターのホームページで活動報告と新着情報を掲載し情報発信してまいります。また各地区で開催するセミナーのPRと申込の受付を行います。

会員数の紹介

長野県暮らしサポートセンターの会員数は、個人会員が25,373名、団体会員が54,816名、合計80,189名です。なお団体会員の内訳は表の通りです。(2015年3月末現在)

団体会員一覧表：加入日順 2015年5月末現在

(一財)塩尻城南勤労者福祉サービスセンター
木曾勤労者共済会
佐久市勤労者互助会
(一財)長野市勤労者共済会
宮田村勤労者互助会
(一財)飯田勤労者共済会
飯島町勤労者互助会
小諸・北佐久勤労者互助会
大北勤労者互助会
須坂市勤労者互助会
中野市勤労者互助会
南箕輪村勤労者互助会
飯水岳北勤労者共済会
山ノ内町勤労者互助会
箕輪町勤労者互助会
小布施町勤労者互助会
駒ヶ根市勤労者互助会
伊那市勤労者互助会
高山村勤労者互助会
(一財)松本市勤労者共済会
小川村勤労者互助会
飯綱勤労者互助会
信濃町勤労者互助会
筑北勤労者互助会
東御市勤労者互助会
辰野町勤労者互助会
(一財)更埴地域勤労者共済会
上田勤労者互助会
中川村勤労者互助会
安曇野市勤労者互助会

長野県労働金庫第66回通常総会開催

長野県労働金庫は6月23日(火)13時より「ホテル国際21」(長野市)において、第66回通常総会を開催しました。総会には代議員179名が出席しました。



通常総会にて挨拶する奥原理事長

議案に先立ち、長野県労働金庫を代表して奥原理事長より挨拶があり、日頃から労働運動にご理解とご協力をいただいていることに対する感謝の意と、これからも勤労者のための福祉金融機関として、より一層健全で信頼される運営をしていかなければならないという決意表明がありました。

また、労働金庫と会員が心を合わせ、労働金庫の存在意義を再度確認し合い、お互いの立場で役割を発揮する時である。それこそが会員制の最大の強みである。との挨拶がありました。

続いて来賓を代表して長野県商工労働部労働雇用課長・酒井裕子様、長野県労働者福祉協議会理事長・中山千弘様から祝辞を受けました。

議案は第1号議案から第6号議案までが審議され、質疑応答の後、すべての議案が承認されました。

今年度は理事の改選期にあたり奥原理事長、市川専務理事を始め、11名の理事が退任されました。新たに常勤役員として理事長に高橋精一氏(自治労長野県本部)、専務理事に征矢寿雄氏(員外)常務理事に西村良隆氏(員外)常勤理事に西澤順一氏(員外)が選任されました。また、ガバナンス態勢の変更にもない、監事についても改選がおこなわれ、主任監事に塚田英和氏(富士通システムズ・イースト労働組合)が選任されました。

総会の最後は、高橋新理事長の「団結ガンバロー」で閉会となりました。



高橋新理事長による団結ガンバロー

長野県生協連の第64回通常総会開催される

長野県生協連は、6月4日(木)14時よりメルパルク長野にて「第64回通常総会」を開催しました。

冒頭、風間広康副会長理事が開会の挨拶を行い、議長に松本大学生協の杉山一朗代議員が選出されました。続いて、上田均会長理事の主催者挨拶後、御来賓として御出席をいただきました長野県民文化部 青木弘部長、長野県農業協同組合中央会 牧島保昌参事、長野県消費者団体連絡協議会 鵜飼照喜会長、長野県労働者福祉協議会 中山千弘理事長、長野県労働金庫 宮沢彰営業統括部長、長野県虹の会 大谷昌史代表世話人(信越明星株式会社代表取締役社長)、日本生協連中央地連 大本隆史事務局長を紹介し、藤森部長、牧島参事、鵜飼会長、中山理事長の4名に御挨拶をいただきました。

続いて、資格審査報告が行われ、代議員定数27名に対し実出席24名、書面出席3名により総会の成立が報告され、議案審議を行いました。

第1号議案から第5号議案を牛澤高志専務理事が提案し、桜木竜也監事より監査報告が行われました。また、第1号議案「2014年度のまとめ」を深め、認識を共有するために会員生協の取り組み

として、東信医療生協の小岩井宏機代議員とコープながのの岩坂照子代議員より報告がありました。

続いて、牛澤高志専務理事よりまとめの発言があり、その後の採決ではすべての議案が賛成多数により可決承認されました。

その後、議長が総会の閉会を宣言し、中村誠一副会長理事が閉会の挨拶を行いました。

総会終了後には、交流懇親会が開催され、参加代議員から各会員生協の取組紹介などが行われ、倉田竜彦県生協連顧問よりご挨拶をいただき、和やかに交流が行われました。



県生協連第64回通常総会の様子

長野県住宅生協

第34回通常総会開催

長野県住宅生協は、6月26日に長野ホテル犀北館に於いて第34回通常総会を開催しました。総会には代議員、来賓、役員合わせて81名が出席しました。

総会は、宮本理事の開会挨拶の後、議長に情報労連の高橋昭二氏を選出し、議事が進められました。

冒頭、中山理事長から、ご参集いただいた県当局並びに、労働団体、福祉事業団体等関係諸団体、協力会、各位に対して謝意を表しました。

アベノミクスの影響で、景況感は改善しつつありますが、住宅業界は、駆け込み需要後の落ち込みが大きく影響しています。しかし、平成29年導入予定の消費税の駆け込み需要も予想されます。

このような情勢の中、住宅生協については、長野市・飯田市・佐久市・箕輪町で計43区画の分譲地取得及び販売が決定しており、前年度と比較して格段の業況となっております。黒字経営を目指し、分譲事業の充実とともに、組合員様を中心にご利用いただいているリフォームサポート事業についても、更なる周知活動を行い、積極的に進めていく決意表明をいたしました。

議案は、浅田専務理事より事業報告・決算報告がされ、承認されました。



住宅生協第34回通常総会の様子

続いて、2015年度活動方針、流動性の高い土地のさらなる取得と分譲、リフォーム事業の推進等について、鈴木副理事長より提案され、予算案とともに承認されました。

又、今期は、役員改選期ではありませんが、電機連合所属の山口正巳さん、自治労所属の村山智彦さんの2名が理事として補充選任されました。現在、新役員を含む新体制で、総会で承認された事項に沿って、事業を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会

第27回総会開催される

長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会は、2015年5月19日(火)塩尻市「えんぱーく」において第27回総会を開催しました。総会には各互助会・共済会、来賓、役員合わせて46名が出席しました。

酒井裕子会長(長野県産業労働部労働雇用課長)から、中小企業に勤務する労働者の環境について触れられ、「勤

労者を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いていることから、勤労者の福祉向上に向けた取り組みはますます重要になる」との挨拶がされました。

続いて、議案審議に移り、平成26年度活動報告・平成27年度活動方針が審議され、特に新年度における活動については、「役員会としての研修を継続すること」、「支部活動の活性化を進めること」、「会員拡大に向けて手法の共有化をはかること」、「関係諸団体との連携をさらに深めること」などを確認しました。

総会終了後には研修会を開催し、(一財)諏訪湖勤労者福祉サービスセンターと小諸・北佐久勤労者互助会より、それぞれの取り組みについて講演をいただきました。

前者からは、サービスセンターに

至る経緯と勤労者互助会共通の課題である、自立化と更なる拡大に向けた経緯と活動が述べられ、後者からは、小規模ながら1市4町2村で広域化をスタートさせ、現状の1市3町で構成するに至った経緯と評価、さらには今後の取組み課題についての見解が述べられました。

最後に、酒井会長から互助会連絡協会の活動がさらに進展する一年となるよう期待する旨の挨拶を受け終了しました。



挨拶する酒井会長

「特殊詐欺、ひとごとじゃない！」キャンペーンの実施

(平成27年5月29日～平成27年12月31日) 県民文化部くらし安全・消費生活課提供

昨年5月23日、長野県及び長野県警察は「特殊詐欺非常事態宣言」を発令し、県民一丸となって被害を撲滅するための取組を推進してきました。

しかしながら、本年に入り、「オレオレ詐欺」を始めとした特殊詐欺被害が昨年を上回るペースで発生し、極めて深刻な事態となっていることから、被害に歯止めをかけるため発生傾向に基づく重点的対策を強化して実施します。

1 発生状況(平成27年1月～4月累計・暫定値)～1か月に20件のペースで多発～

- 認知件数82件(前年同期比+20件増減率+32.3%)
- 被害額2億8,755万1,217円(前年同期比-1億1,383万1,773円増減率-28.4%)

2 発生傾向

- 認知件数全体の40%が「オレオレ詐欺」(うち9割が「息子がたり」)
- 「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」の被害者は、全て60歳以上の高齢者
- 新幹線沿線地域(長野市、上田市、千曲市)で被害者が急増。(石川県、富山県、新潟県でも被害が急増)
- 特定地域における同窓会名簿、電話帳等を利用した前兆電話が急増。
- 現金送付型のうち、宅配便を利用した手口が増加。
- 振込型は、コンビニ等の金融機関店舗外設置のATM利用が増加。

3 被害者の意識～多くの方が「だまされない。」と思っている～

被害者の9割・・・「特殊詐欺を知っていた。」

被害者の8割・・・「自分はだまされないと思っていた。」

周知は進んだが、
「ひとごと」と
思っている？

4 「特殊詐欺、ひとごとじゃない！」キャンペーンの実施

- ・県民の特殊詐欺への危機意識・当事者意識を醸成し、警戒力を強化するために
- ・卑劣な詐欺へ「家族の絆」と「県民の一致団結」で立ち向かう気運を醸成するために
- 県民運動の推進
 - ・「家庭の日」「敬老の日」等をきっかけにした家族間での**定期的な声かけの推奨**
 - ・**テレビ、ラジオCMの放映**、各種広報媒体を活用した啓発の強化
 - ・**まずは県職員が実践し**、あらゆる機会を通じて県民へ広く呼びかける
- 被害多発地域の高齢者に対する集中対策
 - ・詐欺の前兆電話に負けない**訓練型出前講座**(「周知」から「体験」へ)
 - ・高齢者の「この電話、詐欺かも？」との気づきを促す啓発グッズの作成、配付
 - ・利用されている可能性が高い同窓会名簿登載者への注意喚起の強化
- 長野県消費者被害防止対策推進会議の開催(6月23日)
 - ・構成団体への発生状況の周知と危機意識の共有化
 - ・県の取組の周知と広報啓発の強化依頼
 - ・構成団体による効果的対策の協議、検討



皆さんへのお願い

- 👍 「家庭の日」(毎月第三日曜日)「敬老の日」等をきっかけにして、子(特に息子)から親へ、或いは祖父母へ定期的に電話をしましょう。
- 👍 電話だけでなく、時には帰省して顔を見ながら話をしましょう。
- 👍 自分の家族だけでなく、隣近所やご親戚の方にも広く呼びかけをお願いします。

♥話していただきたい内容

- ・特殊詐欺の被害が急増しているらしいよ。
- ・特に、息子をかたるオレオレ詐欺が多いみたいだ。
- ・被害者の9割が「特殊詐欺」を知っていたって。(なのにだまされたんだ。)
- ・しかも、被害者の8割が「自分はだまされない」と思っていたって。(だからだまされたんだ。)
- ・父さんも(母さんも)、自分だけは大丈夫だと思っはダメだよ! **ひとごとじゃないんだよ!**
- ・もし、自分(あなたのことです。)の携帯電話の番号が変わったと、電話で言われたら、とにかく自分の元の番号に電話して。
- ・電話口でお金の話が出たら、すぐに自分や他の家族に相談して。一人で(夫婦だけで)判断してはダメ!
- ・訓練のために、詐欺の真似をした電話をかけてみるから、ちゃんと自分に電話をかけ直してみてね。
⇒親から相談の電話があればOK
⇒かかってこなくても親を怒らないで、もう一度訓練しましょう。
- ・あやしい電話、おかしい電話があったら、すぐに〇〇警察署(地元の警察署)に電話して!



♥親子で合言葉を決めましょう!

- ・電話でお金の話が出たら、合言葉を相手(詐欺犯)から言ってもらいましょう。
- ・「合言葉を忘れた」「合言葉が変わった」という言葉に惑わされて、親が自分から合言葉を言ってしまわないように注意しましょう。
- ・合言葉を紙に書いて、一緒に子ども(あなた)や孫(あなたの子供)の写真を貼り、目につきやすいところに貼りましょう。
- ・言葉だけではすぐに見慣れてしまいますので、写真も一緒に貼りましょう。(できたら、定期的に写真を交換しましょう。)

♥電話機対策も効果的です

- ・留守番電話設定、家族の電話番号の登録、非通知電話拒否設定など、お盆などに帰省した時に、設定してあげましょう。
- ・ナンバーディスプレイの機能があるのに契約されていなかったら、あなたが契約してあげましょう。
- ・敬老の日のプレゼントとして、特殊詐欺対策用機器を贈ってあげるのはいかがですか。

あります。

【事例①】
特殊詐欺とは何ですか?どのような手口があるのですか?

【回答】
特殊詐欺とは、電話などを利用して面識のない人を騙し、金銭を奪おうとする詐欺手口の総称で、①親族や会社の上司等を装い、仕事のミスの補填や交通事故の示談金等の名目で金銭を騙し取る「オレオレ詐欺」、②身に覚えのない請求や、偽の裁判通知等を送付して金銭を騙し取る「架空請求詐欺」、③低い金利でお金を貸す旨の文書等を送付し、申し込んだ者から保証金や信用調査等の名目で金銭を騙し取る「融資保証金詐欺」、④役場や税務署を装い、税金等の還付に必要な手続を装ってATMを操作させ、被害者が気づかないうちに送金させる「還付金等詐欺」、⑤必ず儲かるなどと言って、実際にはほとんど価値のない株等を購入させて代金を支払わせる「金融商品等取引名目の詐欺」、⑥パチンコの必勝法を教える、宝、じの当たり番号を教えるなどと誘い、情報料等の名目で金銭を騙し取る「ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺」、⑦雑誌やサイトに「女性紹介」等と掲載し、申し込んだ人に虚偽の異性の情報を提供した後、登録料や情報料等の名目で金銭を騙し取る「異性とのお見合いせん名目の詐欺」、及び⑧その他の特殊詐欺」があります。



田中 善助 弁護士

特殊詐欺について

【事例②】
特殊詐欺を見抜くにはどうしたらよいですか?

【回答】
詐欺師が被害者を騙そうとするときによく使う言葉を知っておくことは有効です。例えば「携帯電話をなくしてしまつて番号が変わつた」「風邪をひいて普段と声が変わつてゐる」「会社のお金を入れた鞆を電車に忘れてしまつた」「還付金があるのでATMで手続きをしてください」「必ず儲かる」「あなたは選ばれた人だ。あなたが買えない」「名義だけ貸して欲しい」「あなたが昔騙された詐欺の被害を回復する」「現金を持ってきて欲しい」「現金を取りに行くので用意して欲しい」「レターパックで現金を送つて欲しい」などという言葉が出てきたら、まず詐欺を疑つてかかるべきです。また、「東京オリンピックの入場券を贈呈します」「あなたの個人情報が出てゐるので削除してあげます」といった、世間で話題になっている事柄からめた勧誘にも要注意です。もつとも、詐欺師は色々な手口を考えていますから、これまでに挙げた言葉が出てこなくても、不自然な電話がかかつてきた時には注意して対応する必要があります。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談
【なんでも相談】ほっとダイヤル
01-20-66-6026

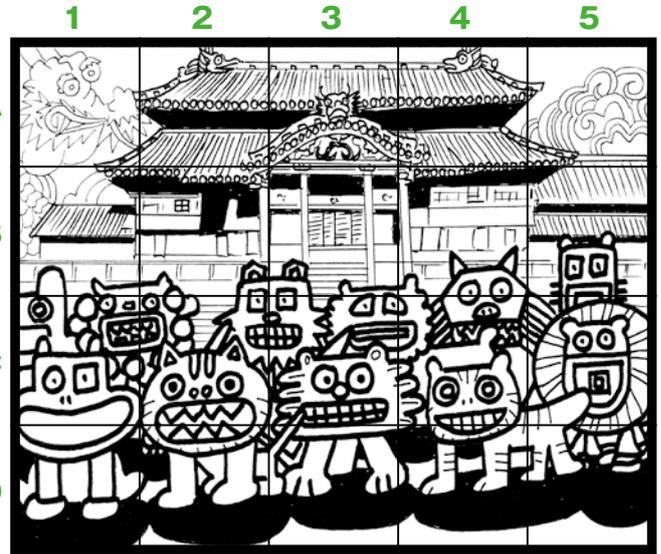
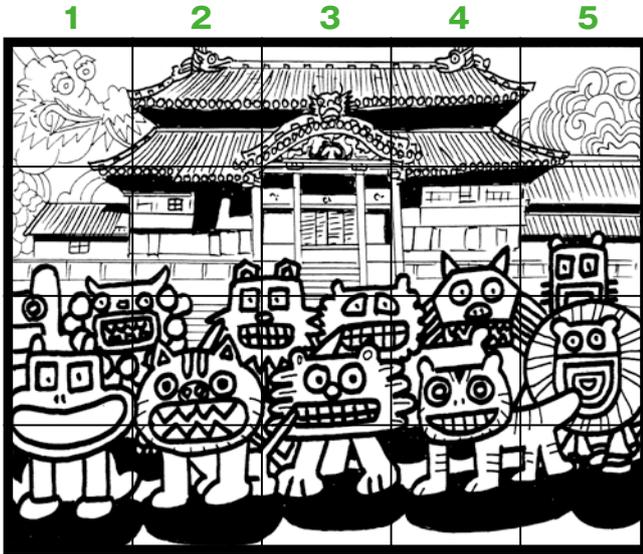


シリーズ No.57

ご家族で楽しむ

8つのまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



(画：ろうきん 西澤 修氏)

プレゼントの応募方法は、FAXとホームページからも応募できます。

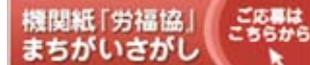
- クイズの答え (8つ)
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
- 締切り7月31日

★その1
長野県労福協のホームページ
下のバナーから応募ください。

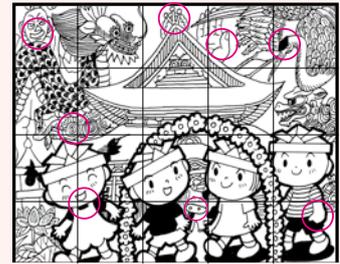
★その2
FAX番号
026(2)32)6672

★その3
官製はがき
(宛先は表紙にあります)
いずれの方法による
応募の場合も次の項目を
必ずご記入ください。

プレゼントの応募方法



<http://www.lsc-nagano.or.jp/>



前回の正解は

- 当選者(5名・敬称略)
- 富永明日美 (下諏訪町)
 - 眞田 愛里 (佐久市)
 - 飯島 俊徳 (飯田市)
 - 上條 恵子 (岡谷市)
 - 宮林 学 (小川村)

絆

きずな

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

あらためて憲法第9条を読んでみた。終盤国会に提出された集団的自衛権を可能にする法案が議論されているから心配でたまらないからであります。歴代内閣が戦後70年守ってきた平和国家日本が崩れようとしているからであります。一つの内閣で勝手に解釈変更し憲法の空洞化をはかることは絶対に許されることはありません。

国会の会期は少なく政府与党は大幅に会期を延長して法案を成立させようとしています。際限のない武力行使に道を開くこの法案は、多数の議席を持っている与党そして歴史認識をねじ曲げて平気の安倍首相だからできることでもあります。こんな手法がまかり通るとなれば民主主義の崩壊につながります。昨年の総選挙では消費税をどうするかと問う選挙で与党が勝利しました。やらなくてもよい選挙を実施した本質は、この集団的自衛権を可能にする法案を成立するためにもくろんだのだと思います。それでは解散総選挙を行いたい民意を問うしかないと思ふのです。私たちの覚悟を、そして平和国家日本の継続のために同志の絆を求めて。(今)

